

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○危険薬物の指定.....（医務薬務課） 1

告 示

北海道告示第428号

北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例（平成27年北海道条例第39号）第5条第1項の規定により、次のとおり危険薬物を指定し、令和元年6月14日から施行する。

令和元年6月13日

北海道知事 鈴木直道

危険薬物として指定する物

- 1 N－エチル－1－（3－メトキシフェニル）シクロヘキサン－1－アミン及びその塩類
- 2 1－（4－シアノブチル）－N－（2－フェニルプロパン－2－イル）－1H－ピロロ
[2, 3－b] ピリジン－3－カルボキサミド及びその塩類